

仁愛訪問入浴介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社仁愛ケアサービスが開設する仁愛訪問入浴介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問入浴介護〔指定介護予防訪問入浴介護〕の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師又は介護職員（以下「訪問入浴介護員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等に対し、適正な指定訪問入浴介護〔指定介護予防訪問入浴介護〕を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定訪問入浴介護においては、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、居宅における入浴の援助を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るものとする。

2 指定介護予防訪問入浴介護においては、利用者が要支援者となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の支援を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を図る。

3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

4 事業に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者等、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

5 前4項のほか、指定訪問入浴介護においては、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生労働省令第37号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

指定介護予防訪問入浴介護においては、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省令第35号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 仁愛訪問入浴介護事業所
- 二 所在地 福井市乾徳4-4-7

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 常勤職員1名
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 サービス提供責任者 看護職員或いは介護職員1名

サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問入浴介護の利用の申込みに係る調整、訪問入浴介護員等に対する技術指導、訪問入浴介護〔介護予防訪問入浴介護〕計画の作成等を行う。

- 三 訪問入浴介護員等 看護職員 1 名以上
介護職員 2 名以上（介護予防訪問入浴介護の場合は 1 名以上）

訪問入浴介護員等は、指定訪問入浴介護〔指定介護予防訪問入浴介護〕の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、土日及び 1 2 月 3 1 日から 1 月 3 日までを除く。
- 二 営業時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 3 0 分までとする。

（訪問入浴介護の内容及び利用料等）

第 6 条 指定訪問入浴介護〔指定介護予防訪問入浴介護〕の内容は次のとおりとし、指定訪問入浴介護〔指定介護予防訪問入浴介護〕を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問入浴介護が法定代理受領サービスであるときは、その基準額に利用者の介護保険負担割合証に記載の割合を乗じた額とする。

訪問入浴介護

- 一 入浴介護 全身浴および部分浴

介護予防訪問入浴介護

- 一 予防訪問入浴 全身浴および部分浴

- 2 第 10 条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問入浴介護〔指定介護予防訪問入浴介護〕に要した移動費は、その所定単位数の 5% を加算するものとする。
- 3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（緊急時等における対応方法）

第 7 条 従業者は、指定訪問入浴介護〔指定介護予防訪問入浴介護〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は事業所が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 利用者に対する指定訪問入浴介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する指定訪問入浴介護〔指定介護予防訪問入浴介護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第 8 条 指定訪問入浴介護〔指定介護予防訪問入浴介護〕の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 本事業所は、提供した指定訪問入浴介護〔指定介護予防訪問入浴介護〕に関し、法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からも質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 本事業所は、提供した指定訪問入浴介護〔指定介護予防訪問入浴介護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第 9 条 利用者は、入浴の介護を受けることにより自らも要介護・要支援状態の軽減若しくは、悪化の防止または要介護・要支援状態となることの予防に努めるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 10 条 通常の事業の実施地域は、福井市の区域とする。

(衛生管理等)

第 11 条 従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、指定訪問入浴介護〔指定介護予防訪問入浴介護〕に用いる浴槽その他の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

(個人情報の保護)

第 12 条 当事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業者での入浴介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止のための措置)

第 13 条 当事業所内に携帯電話による 24 時間対応による常設の窓口を設置し、利用者からの連絡があった場合は必要に応じて臨機応変にかつ迅速に対応する。

虐待防止責任者 : 管理者 TEL0776-26-6688

2 当事業所は、業務を通して利用者が家族等から虐待等を受けたと思われる状況を把握した場合は、速やかに市町等の関係窓口や地域包括支援センター等に通報相談し、対応協議するものとする。

また、従業者からの虐待に関しても基本的に同様の措置を採るものとするが、事業

所側からの積極的な虐待防止の意味合いから、これまで同様に研修勉強会等は定期的に実施し、介護職に限らず事業所の様々な職種（事務や調理員、運転手等）の支援者も含み実施する。また、新任職員やパート（短時間労働）の従事者へも特性を理解してもらえるよう研修を行い、各勉強会等により自己啓発に努めるものとする。その他、苦情解決体制を整備し、該当者に関しては成年後見制度の利用支援を行うものとする。

（身体拘束の禁止）

第 14 条 身体拘束は原則禁止とする。ただし、切迫性、非代替性、一時性のすべての要件に該当した場合は、多職種協働で計画書を作成し、その内容を利用者及び家族に説明を行い、その内容について利用者及び家族の署名、捺印をもらった上で、期間を決めて実施するものとする。また、身体拘束・虐待防止適正化委員会を設置し、事業所側から積極的な身体拘束および虐待防止の適正化を図る意味合いから、研修等により自己啓発に努めるものとする。

（暴力団排除）

第 15 条 当事業所を運営する設置者、役員及び事業所の管理者その他の従業者は福井市暴力団排除条例（平成 23 年福井市条例第 22 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団若しくは同条第 3 号に規定する暴力団員等又は暴力団若しくは同条第 2 号に規定する暴力団員と社会的に非難される関係を有する者であってはならない。
2 事業所はその運営について、暴力団員の支配を受けてはならない。

（その他運営についての留意事項）

第 16 条 訪問入浴介護〔介護予防訪問入浴介護〕事業所は、訪問入浴介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
一 採用時研修 採用後 1 か月以内
二 継続研修 年 1 回
2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
4 苦情内容および事故内容はその処理内容を明記し 5 年間保管するものとする。
5 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、株式会社仁愛ケアサービスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。